

## 第七六回

### 参第一三号

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律（案）

下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「六十日」を「三十日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（下請代金の現金支払）

第二条の三 親事業者は、下請代金の額のうち百分の四十以上であり、かつ、できる限り高い割合の額を現金又は小切手で支払うように努めなければならない。

第四条第一項第七号中「又は中小企業庁長官」を「、中小企業庁長官又は都道府県知事」に改める。

第四条の二中「六十日」を「三十日」に改め、同条を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

（取引関係の維持）

第四条の二 親事業者は、継続的な取引関係にある下請事業者に対しては、引き続き製造委託又は修理委託をするよう努めなければならない。

第六条（見出しを含む。）中「中小企業長官」の下に「又は都道府県知事」を加える。

第七条第一項中「第四条の二」を「第四条の三」に改める。

第九条第二項及び第三項中「中小企業長官」の下に「又は都道府県知事」を加える。

### 附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 2 この法律の施行前にされた製造委託及び修理委託については、改正後の下請代金支払遅延等防止法第二条の二又は第四条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 理 由

下請事業者の利益の保護を一層厚くするため、下請代金の支払期日を早め、公正取引委員会に対する措置請求権を都道府県知事に与える等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。